

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	健康福祉政策課	整理番号
許認可等の種類	社会福祉充実計画の変更の承認		
根拠法令条例等・条項	社会福祉法第55条の3第1項		
許認可等の概要	社会福祉法人が策定した社会福祉充実計画の変更承認		
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>・社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) <第55条の3第3項> 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の変更の申請について準用する。</p> <p><第55条の2第9項> 所轄庁は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。 2 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあっては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。 3 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあっては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。 4 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。 <p>・「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知) 別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」</p>		
基準の制定根拠	・「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)		
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日		
期間の制定根拠	-		